

【1区】

	上川陽子 (自民党)	河瀬幸代 (共産党)	小池政就 (維新)	牧野聖修 (民主党)
1		「情報・コミュニケーション法(仮称)」はすべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障する障害者権利条約の具体化に必要な不可欠であり、制定は当然です。 特に昨今の災害の中での情報・コミュニケーションの重要性はいうまでもありません。		我が国の縦割り行政の弊害が、様々な問題解決を遅らせています。障害者総合支援法の付帯決議を尊重し、等しく情報が共有できるようにすべきであると考えます。法制化については賛成したいと思います。障害者委員委嘱については、問題のエキスパートである諸団体の皆さんが適任であると確信しています。
2		「手話言語法(仮称)」を早期に成立すべきです。手話は言語の一つであり、手話の獲得を保障して、自由に手話が使え環境を整えることは重要です。日本共産党は自治体の「手話」についての条例の採択、地方議会の意見書採択に賛同してきました。		多くの地方自治体で意見書が採択されているとおり、手話に関する理解は深まっていると思います。同時に未だ法的な整備が遅れ、民間の皆さんにその負担を強いていることも見逃してはなりません。社会環境の整備をとおして手話を使用できるようにしてまいりたいと考えております。
3		全面的に賛成です。聴覚障害者の手帳取得のための障害認定基準はあまりにもきびしすぎるものでWHO基準並みに幅広く認定できるようにすべきです。 聴覚障害者の認定の制度改善をすすめることは、高齢者も増えている中で必要としているすべての人に福祉利用を保障していくこととなります。		聴覚障害者認定基準について、利用の制度の弊害を除去し、現行の手帳制度とともに、ニーズアセスメントを可能とするよう検討を進めます。WHO基準については、皆さんのご要望を踏まえ基準見直しに着手してまいります。
4		手話通訳者が正規雇用であるべきとの考えには全面的に賛成です。さらにすすんで自治体が直接、正規雇用職員として雇用するべきと考えます。		専門職としての手話通訳者の正規雇用に賛成です。聴覚障害者の社会参加を促進させるうえでも必要不可欠な事柄です。ぜひ実現できるよう努力してまいります。
5		手話通訳士は、その高い専門性ととともに、公益性の点からも国家資格にすべきです。同時に、継続的な研修の機会の保障、養成機関など職能集団としての手話通訳士協会の考えが現実の政策に反映されるしくみが必要と考えます。		国家資格への格上げについては、国民全体が手話への認識を深めること、その認知度を高め、人材の確保と資質の向上を図る観点からも検討すべきであると考えています。
6		事業者による「合理的配慮」の提供は「努力義務」ではなく「義務」とすべきです。さらに障害者基本法において、言語に手話を含んだことから、聴覚障害者の採用時の面接には筆談はじめ手話通訳、要約筆記など、適切な方法をとることが明記されるべきであり、これらに要する費用も公費で賄われるべきです。		採用時の過重な負担という論拠についてご指摘を何度かお聞きしております。採用時の面接には筆談、手話、要約筆記などの方法を明記するとともに、手話通訳者の派遣を円滑に行えるなど、行政的支援などを検討すべきだと考えています。
7		障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」を制定します。手話言語法の制定を求めます。 アクセシブルな情報通信技術(ICT)の調達を政府に義務づけ、「新技術」の開発段階からの障害者の参加保障を求めます。 参政権を保障するため、手話や字幕をすべての政見放送に義務づけます。		私はこれまで通り、聴覚障害者の雇用の確保、生活の安定が図られる社会の実現に政治家として取り組んでまいりました。先進国の手本になる諸制度の整備とともに、社会が温かく向かい合える環境の整備を構築をめざして全力を挙げてまいります。

【2区】

	井林辰憲 (自民党)	四ツ谷恵 (共産党)	松尾 勉 (民主党)
1		<p>「情報・コミュニケーション法」は障害者権利条約の具体化にとって必要不可欠なことと考えます。</p> <p>「情報」は為政者が都合よくコントロールするものではなく、民主的なルールのもとに民生の充実のために役立てられるべきもの。この点では放送・通信の分野では特に注意すべきことです。</p>	
2		<p>「手話言語法」を早期に成立させるべきと考えます。また、それに伴って医療分野、労働分野、教育分野などにも制度の見直しや充実を図るべき課題が多くあると思います。そうした点で国においては省庁横断的な検討会を内閣府内に設ける必要があると考えます。</p>	
3		<p>現行の聴覚障害の認定は「心身機能」の一部のみをもって半断する極めて限定的なものであり、少なくともWHO基準並みに改定することの主張には全面的に賛成します。</p> <p>難病者も含め「障害」の概念を国際基準に見合うように改めることは障害者権利条約を批准したわが国では当然の責務と考えます。</p>	
4		<p>聴覚障害者の社会参加の一翼を担う手話通訳者が正規職員雇用であるべきとの考えには全面的に賛成です。更に進んで自治体での職員定数の中に、専門職として位置づけることも検討されるべきものと考えます。また、わが党は「労働者は正規雇用があたりまえ」の社会をめざすとともに仮に例外的な非正規雇用であっても同一労働同一賃金の原則で対遇されるべきという立場です。</p>	
5		<p>手話通訳士については、その高い専門性とともな公益性からも国家資格にすべきものと考えます。同時に継続的な研修の機会の保障、養成機関や健康問題など職能集団としての手話通訳士協会の考えが現実の政策に反映するしくみが必要と考えます。</p>	
6		<p>党は、事業者による合理的配慮の提供は「努力義務」でなく「義務」とすべきという立場です。</p> <p>さらに、障害者基本法において言語に手話を含んだことから考えても、聴覚障害者の採用時の面接には筆談をはじめ手話通訳、要約筆記など適切な方法をとることが明記されるべきであり、これらに要する費用も公費でまかなわれるべきと考えます。</p>	
7		<p>災害時の情報保障について、貴団体の要望、提案を聞かせていただき、それを政策に反映させたいと思います。</p> <p>テレビ放送では、生放送における即時字幕放送のとりくみが始まっていますが、同様のとりくみが手話通訳の面でもなされるべきと考えます。</p>	

【3区】

	小山展弘 (民主党)	松浦敏夫 (共産党)	宮澤博行 (自民党)
1		「情報・コミュニケーション法」は障害者権利条約の具体化に必要な不可欠と考えます。「情報」は為政者が都合よくコントロールするのではなく、民主的なルールのもとで民生の充実のために役立てられるべきものです。このことは、放送・通信の分野においては特に注意すべきことと考えます。	必要な情報へのアクセスやコミュニケーション手段の保障は、大変重要です。法制化を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を所管する内閣府で検討すべきものと考えます。 その際、聴覚障害をお持ちの方々にご参画頂くべきものと考えます。
2		「手話言語法」は早期に成立させるべきと考えます。また、それに伴って医療分野、労働分野、教育分野等にも制度の見直しや充実を図るべき課題が多くあると考えます。そうした意味で、国においては省庁横断的な検討会を内閣府内に設ける必要があると考えます。	手話は、聴覚障害をお持ちの方の暮らしに不可欠です。私どもも、意思疎通のために、平素からお世話になっております。災害や危機の場面も想定しますと、コミュニケーションの手段として、すべての人が、最低限必要な事項を手話でお伝えできる社会でなければならないと考えます。手話を学び、使う社会にすべく、法制化含め、方策を検討します。
3		現行の聴覚障害者の認定は「心身機能」の一部をもって判断する極めて限定的なもので少なくともWHO基準並みに改定せよとの主張については全面的に賛成です。 難病者も含め「障害」の概念を国際基準に見合うように改めることは障害者権利条約を批准したわが国の当然の責務であると考えます。	身体障害者の方々との程度等級表がどのような考え方のもとに作成されたのかをよく確認のうえ、世界の言わば標準とも言うべき基準にならう努力をしなければならぬと考えます。
4		聴覚障害者の社会参加の一翼を担う手話通訳者が正規職員雇用であるべきとの考えには全面的に賛成です。更に進んで自治体の職員定数の中に専門職として位置づけることも検討すべきです。また、わが党は「労働者は正規雇用があたりまえ」の社会をめざすと共に、仮に例外的な非正規雇用であっても同一労働同一賃金の原則に照らした待遇がなされるべきという立場です。	問2でお答えしましたように、手話を学び、使う場面が広がっていくに連れて、手話を担って頂く皆様の雇用条件が安定し、またお仕事に専念できるようになることが大変重要であると考えます。
5		手話通訳士については、その高い専門性と共に公益性からも国家資格にすべきと考えます。同時に継続的な研修の機会の保障、養成機関や健康問題など職能集団としての手話通訳士協会の考えが現実の政策に反映するしくみが必要になると考えています。	手話を学び、使う場面は広がっていくと考えますし、手話を担う方々を十分に確保しなければならないと思います。このため、他の資格と同様、国の資格として認めて頂くことは、重要な方策だと思えます。
6		党は、事業者による合理的配慮の提供は「努力義務」ではなく「義務」とすべきという立場です。 さらに、障害者基本法において言語に手話を含んだことから考えても、聴覚障害者の採用時の面接には、筆談をはじめ手話通訳、要約筆記等適切な方法がとられるべきであり、これらに要する費用も公費で賄われるべきと考えます。	ご指摘のとおり、手話通訳や速記方式でのプロジェクト画面表示など、適切な方法をとることを明記すべきだと考えます。
7		災害時の情報保障について、貴団体の要望や提案を聞かせていただき、それを政策に反映させていきたいと考えます。 テレビ放送では、生放送における即時字幕放送の取り組みが始まっていますが、同様の取り組みが手話通訳の面でもなされるべきだと考えます。	

【4区】

	杉田保雄 (共産党)	田村謙治 (民主党)	望月義夫 (自民党)
1	障害者の権利条約の具体化のためには、「情報・コミュ法」は欠かすことができないものと考えております。もとより、憲法21条に定められた表現の自由・知る権利を有する国民の中から、聴覚障害者を除外することはできるはずがありません。それら権利を具体的な法律とするための段階において、当事者の方たちを検討会メンバーに加えることは、しなければならない当然の流れと考えております。		
2	手話は、聴覚障害者の方たちの人格的生存のために極めて重要な手段の1つと考えております。「手話言語法」の早期成立・施行のために、聴覚障害者のみなさんと一緒にがんばってまいります。また、これまでも私たち日本共産党は、ご指摘の条例や意見書の採択に積極的に賛同してまいりました。		
3	まず、わが国では、「障害」の範囲がWHOの基準に比して狭すぎると考えております。基本的に、福祉サービスの利用は、必要とする全ての人に保障していくことが肝要であります。当然、聴覚障害の認定の制度改善は必要と考えております。ましてや、昨今の聴覚障害者手帳不正取得報道の影響等により、障害認定が厳しくなるようなことは、決してあってはならないことだと考えております。		
4	手話通訳者の確保のために、国・各自治体は直接責任を負うべきです。その際、私たち日本共産党は、労働者を期限を定めず直接雇用（いわゆる正規）するのが基本中の基本と考えます。各自治体をはじめ、公的責任で手話通訳者の正規雇用が大幅に増えるようがんばります。		
5	手話通訳士の能力担保という観点から、お見込みの通りと私達も考えております。その際、養成機関をどうするか、研修を受けられる機会をどう保障していくか、そして、手話通訳士の待遇改善を確実にやっていくことも忘れてはならないことだと考えております。		
6	私たちは、労働者の職業選択の自由を保障するために、採用側の「合理的配慮」を強制化すべきと考えております。当然、その考えを実行性あるものにし、採用側に言い訳をさせないために、ご指摘の文言を明記すべきです。その採用側の義務が「過重な負担」になりすぎないように、公費で援助することは行ってもよいと思っております。		
7	まずは、「情報コミュ法」を制定させ、手話言語法の早期制定を求めてまいります。また、地域的なことにつきましては、貴団体と地方の共産党の組織（私は静岡の人間ですが（市議団など）と懇談なども開催できれば、直接要望をお伺いしたいと思っています。		

【5区】

	大庭桃子 (共産)	細野豪志 (民主)	吉川 越 (自民)
1	「情報・コミュニケーション法」は、障害者権利条約の具体化に必要な不可欠で制定は、当然です。「情報」は為政者が都合良くコントロールするのではなく、民主的なルールのもと民生の充実の為に役立てられるべきものです。この事は、放送・通信の分野で特に注意すべきと考えます。法制化の検討会を設置し、検討会での当事者比率を高めることは、障害者運動が切り開いた制度改革の流れをいっそうすすめるものです。国が実践の先頭にたつべきです。	我が国においては、障害者の社会参加をサポートする体制が極めて不十分。障害者権利条約、障害者総合支援法の趣旨を踏まえて情報コミュニケーション法の制定に努力していきたい。	
2	「手話言語法」を早期に成立すべきと考えます。また、それに伴って医療分野、労働分野、教育分野等にも制度の見直しや充実を図るべき課題が多くあると考えます。そうした意味で国において省庁横断的な検討会を内閣府内に設けるべきテーマと考えます。日本共産党は、自治体の「手話」についての条例の採択、地方議会の意見書採択に賛同してきました。	小学生の時に授業で手話を習った経験は忘れがたい。手話は、障害者基本法において言語として位置付けられており、手話言語法の必要性は理解できる。聴覚障害者団体の皆様の意見を聞きながら前に進めていきたい。	
3	現行の聴覚障害者の認定は「心身機能」の一部のみをもって判断する極めて限定的なものであり少なくともWHO基準並みに幅広く認定できるようにすべきです。聴覚障害者の認定の制度改善を進めることは、必要としているすべての人に福祉利用を保障していくことです。難病者も含め「障害」の概念を国際基準に見よう改めることは障害者権利条約批准したわが国の当然の責務と考えます。	WHOと我が国の聴覚障害者の定義が異なる合理的な理由があるとは考えられない。	
4	手話通訳士が正規職員雇用であるべきと考えには全面的に賛成です。さらに進んで自治体との職員定数の中に専門職として位置づけることも必要と考えます。また、日本共産党は「労働者に正規雇用があたりまえ」の社会をめざして、同一労働同一賃金の原則に照らした対遇されるべきという立場です。	手話通訳者の雇用状況の悪さは、当事者の皆さんからも聞いている。正規職員への転換に努力したい。	
5	手話通訳士は、高い専門性と共に公益性からも国家資格へ格上げし、それに見合う待遇改善をおこなうべきと考えます。同時に継続的な研修の機会の保障、養成機関や健康問題など職能集団としての手話通訳士協会の考えが現実の政策に反映するしくみが必要と考えます。	手話通訳士の待遇改善のためにも、資格の確立は重要。	
6	日本共産党は、事業者による合理的配慮の提供は「努力義務」ではなく「義務」とすべきという立場です。さらに障害者基本法において、言語に手話を含んだことから考えても、聴覚障害者の採用時の面接には筆談はじめ手話通訳、要約筆記等適切な方法を採用することが明記されるべきであり、これらに要する費用も公費で賄われるべきと考えます。	聴覚障害者の雇用確保の為、募集及び採用の際、手話通訳、要約筆記の方法がとられるべき。指針の記述は変更が必要。	
7	災害時の情報保障について、貴団体の要望・提案を聞かせていただき、それを政策に反映させていただきたいと考えます。TV放送では、生放送における既時字幕放送の取り組みが始まっていますが、同様の取り組みが手話通訳の面でも成立すべきと考えます。	上記の項目について、最大限努力していきたい。	

【6区】

	勝俣孝明 (自民党)	佐藤龍彦 (共産党)	渡辺 周 (民主党)
1		今年1月に批准された障害者権利条約、改正障害者基本法に基づき、その具体化にとって必要不可欠。すべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障するための「情報・コミュニケーション法」の制定は当然です。 法制化検討会の設置と、検討会において当事者比率を高める必要があります。	この法律の制定を目指すために、全日本ろうあ連盟ではパンフレット普及及び署名運動が全国各地で行われ、全国で116万筆集まり、国会へと提出されましたと承知しています。すべての聴覚障害者が不便を感じることなくコミュニケーション支援を受けられるよう積極的に行動します。
2		手話は言語の1つであり、手話の獲得を保障し、自由に使える環境を整えることは重要です。「手話言語法」を早期に制定すべきです。 また医療、労働、教育などの分野においても、制度の見直し、充実すべき課題があり、国において省庁横断的検討会が内閣府内に設置されるべきと考えます。	現在、手話に対する正しい知識の啓発をおこなう法律がなく、障害者総合支援法も手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せている状況です。 手話はろう者にとって母語です。ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションがとれ、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、ろう者が社会的に自由に、生きられることをめざす法律を制定しなければならない。
3		聴覚障害者の手帳取得のための認定基準はあまりにも厳しすぎ、WHO基準並みに、幅広く認定できるようにすべきです。 聴覚障害者の認定制度を国際的基準に見合うものに改善することは国の責務との考えです。	聴覚障害者の認定基準が福祉先進国と比べて非常に厳しいことは認識している。 WNOは1m離れた距離での普通話声を理解できるレベルであり、本邦における労働基準法の障害補償でも第11級が該当している。しかし、身体障害者福祉法による障害程度等級には該当する区分が存在しない。矛盾である。両耳の平均聴力レベルが40～69デシベルの難聴者等は補聴器や文字による情報保障を必要とする人たちが多くにかかわらず、必要な福祉サービスを受けられないでいる。このような福祉の谷間にいる難聴者等の人口を約600万人と推定されており、彼らにも福祉サービスを提供することは急務である。 欧米の福祉先進国では福祉サービスにおいて等級による区別はなく、社会生活や日常生活の不自由度を基準にしている。従って、より軽度の20～40デシベルの難聴者等も必要に応じて福祉サービスを受けることができる。本邦の障害者に対する福祉施策の歴史からして等級および障害程度区分の撤廃は困難かもしれないが、聴覚障害認定基準の緩和や障害者手帳を持たない難聴者等に対しても、必要に応じて提供できるより柔軟な福祉サービスシステムの構築が、非常に大切だと考える。
4		手話通訳士の高度な技術、専門性に見合う身分保障は、一刻も早くすすめなければなりません。手話通訳士の養成を確実にすすめるためにも、自治体が正規職員として、直接雇用することに賛成です。職員定数の中に、配置される専門職として位置付けることが検討されるべきです。	手話通訳士の専門的技術の向上と、社会貢献度は高いものと認識する。 もっと身近に社会的に評価されるべきと考える。 平成25年には「障害者差別解消法」の制定、今年「障害者権利条約」の批准等、障害を持つ人も持たない人も共に生きる社会の実現が夢物語ではなくつつあります。今後、国民一人一人の権利が大切にされる取り組みが進む中で、ますます手話通訳士の役割が重要です。職能集団として障害者権利条約に定める諸権利と手話通訳士資格の社会的認知、手話通訳制度確立のためにも公共団体はじめ、企業において正規職員雇用を推進するべきと考える。

5		手話通訳士を国家資格に格上げし、それに見合った待遇改善をおこなうべきです。	手話通訳士はその職務から職業的な地位を保障していかなければならないと考える。他の国家資格と同等の専門性を必要とする職業として手話通訳士試験を国家資格に格上げするのは当然。
6		障害者の権利条約が批准されたもとの、条約の水準であらゆる施策の見直しが必要となっています。「障害者雇用促進法」は、求人や採用などを、障害を理由に不当な差別扱いをしてはならないとしており、それに沿い、障害者の適切な方法をとることが明記され、義務化されるべきです。	当然、明記されるべき。 必要経費として税控除の検討や国からの補助金等も検討すべき。
7		障害者のコミュニケーション手段の自己選択・決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」の制定、「手話言語法」の制定を求めます。 アクセシブルな情報通信技術（ITC）の調達を政府に義務付けるとともに、「新技術」の開発段階時からの障害者の参加保障を求めます。 参政権を保障するため手話や字幕をすべての政見放送に義務付けます。	経済先進国として福祉の充実に力を入れることは民主主義国家の義務である。 さらに福祉に地域間格差があることも問題である。人口減少が進むなか、日本の未来と地方再生のカギは「福祉」だと考える。みんなが等しく生きる権利を享受できる社会を目指す。

【7区】

	城内 実 (自民党)	野澤正司 (共産党)	松本泰高 (民主党)
1		「障害者権利条約」が国内で発効したとなれば、その趣旨を踏まえたうえで（法）の整備をすすめなければなりません。そして検討会に関係団体の参画は当然です。	賛成します
2		「手話学習会」が各地で行われていますが、行政の援助があるものの、その多くがボランティアに依拠しているとみます。そうした現状から「手話言語法（仮称）」の制定が、行政支援の恒常化への道を開くものと考えます。	賛成します。天皇家とくに礼宮妃母子の理解に感銘しています。
3		WHO基準に対して、国の認定レベルに差があるなら、国際基準に順ずるべきではないでしょうか。	賛成します。
4		特に行政窓口に、外国語通訳者と同様に手話通訳者の正規雇用を増やすべきです。	正規雇用が必要と思います。
5		公認資格から、国家資格への引き上げは必要です。	その方向へ検討を始めるべきでしょう
6		質問1の「障害者権利条約」が国内で発行している現状のもとでは、「障害者雇用促進法」を見直し補強するなどして、聴覚障害者及び他の障害者全体への雇用機会の拡大と、募集・採用時の配慮を図るべきです。	当然のことです。
7			関係者の真摯な声を国政に反映させたい。

【8区】

	落合勝二 (共産党)	源馬謙太郎 (維新)	塩谷 立 (自民党)	古橋 和大 (無所属)
1	今年1月に批准された障害者権利条約第2条、第19条、第21条、「改正」障害者基本法などにもとづけば、すべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障するための情報・コミュニケーション法の制定は当然です。特に昨今の災害の中での情報・コミュニケーションの重要性はいうまでもありません。法制化の検討会を設置し、検討会での当事者比率を高めることは、障害者運動が切り開いてきた制度改革の流れをいっそうすすめるものです。国が実践の先頭にたつべきです。			【未送付】
2	手話は言語のひとつであり、手話の獲得を保障して、自由に手話ができる環境を整えることは重要です。手話言語法の制定の実現に向けて、聴覚障害者のみなさんとともに運動をすすめていきます。日本共産党は自治体の「手話」についての条例の採択、地方議会の意見書採択に賛同してきました。			
3	聴覚障害者の手帳取得のための障害認定基準はあまりにも厳しすぎるもので、WHO基準並みに、幅広く認定できるようにすべきです。聴覚障害の認定の制度改善をすすめることは、高齢者も増えている中で、必要としているすべての人に福祉利用を保障していくことにつながります。			
4	手話通訳士の高度な技術、専門性に見合う身分保障は、一刻も早くすすめなければなりません。手話通訳士の養成を確実にすすめるためにも、自治体が直接正規職員として雇用することをはじめ公的責任の発揮で正規雇用がおこなわれるようにします。			
5	手話通訳士を国家資格へ格上げし、それに見合った待遇改善をおこなうべきです。			
6	障害者権利条約が批准されたもとは、条約の水準であらゆる施策の見直しが必要です。障害者雇用促進法は、求人や採用などを、障害を理由に不当な差別的あつかいをしてはならないとしており、それに沿って障害者の適切な方法をとることが明記されるべきです。			
7	障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」を制定します。手話言語法の制定を求めます。アクセシブルな情報通信技術（ITC）の調達を政府に義務づけるとともに、「新技術」の開発段階からの障害者の参加保障を求めます。参政権を保障するため手話や字幕をすべての政見放送に義務づけます。			

【比例東海】

	大口善徳 (公明党)	川田 隆 (自民党)	島津幸広 (共産党)
1	<p>社会のあらゆる分野における情報バリアフリー化の推進のため、障がい者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法整備は必要であると考えます。</p> <p>わが党の衆院選マニフェストには、「視覚や聴覚等に障がいがある人にとって、日常生活のコミュニケーションや情報取得をするための『情報・コミュニケーション法（手話言語法）』の制定をめざします」と明記しております。</p>		
2	<p>1. の回答に書いた通り、法律の制定をめざします。</p>		
3	<p>身体障害の認定基準は、各障害種別間のバランスを踏まえ、医学的・専門的観点から審議された結果に基づき定められています。</p> <p>聴覚障害の認定基準については、高度難聴（純音聴力70デシベル以上）の方々を対象にしていますが、ご指摘のようにその基準をWHOの基準並み（同41デシベル以上）に改訂するかどうかについては、他の障害種とのバランス等を考慮しながら、検討を進めるべきだと考えます。</p>		
4	<p>手話通訳者、要約筆者については、各都道府県で養成が行われており、その雇用形態は、雇用主である自治体等が地域の実情に応じて定めています。</p> <p>そのため、公明党の地方議会において、手話通訳者、要約筆者の報酬アップ等を推進しています。ご指摘の非正規雇用等の身分保障の改善については、引き続き検討していきます。</p>		
5	<p>ご指摘の通り、意思疎通の役割を担う質の高い手話通訳士の人材確保は重要な課題です。</p> <p>手話通訳士制度の国家資格化については、社会福祉法人・聴力障害者情報センターにおいて議論が重ねられ、「手話通訳士試験のあり方等に関する検討会報告」が出されました。</p> <p>この報告においては、国家資格化を望む意見と、こだわる必要はないという意見等に分かれ、意見の集約には至っていないと聞いています。従って、当面は引き続き、国家資格化に向けた意見集約をめざした取り組みが必要と考えます。</p>		
6	<p>障がい者差別解消法が成立し、合理的配慮の提供については、行政機関等は法的義務、民間事業者は努力義務としました。労働政策審議会障害者雇用分科会では今年度中に合理的配慮に関する指針を策定します。</p> <p>なお、この指針とは別に、合理的配慮の事例集を作成する予定と聞いています。</p> <p>事例集においては、ご指摘のような懸念を払拭できるよう、手話通訳や要約筆記をはじめとした事例の記載を検討すべきです。そのうえで、合理的配慮に関する指針とともに、事例集の周知徹底を図ることが必要と考えます。</p>		
7	<p>1. の回答でも書きましたが、視覚や聴覚等の障がいがある人にとって、日常生活のコミュニケーションや情報取得をするための「情報・コミュニケーション法（手話言語法）」の制定をめざします。</p> <p>また障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢化への対応を含めた福祉基盤の整備を図るとともに、2020年の東京パラリンピックの成功に向けて、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーを推進します。障害年金の支給要件の緩和にも取り組みます。</p>		

